

## 嘉手納町環境対策調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり嘉手納町環境対策調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 嘉手納町環境対策調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 嘉手納町に係る環境問題に関する調査
- 4 委員の定数 7人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### （提案理由）

本町においては、PFOS等有機フッ素化合物検出問題、嘉手納基地に駐機されるE-3空中早期警戒管制機等の米軍航空機による悪臭問題、ごみ処理に関する問題等、町民の生活環境を脅かす事象が多発しており、課題解決に向け早急な調査が必要となっている。

本来、環境問題に関連する事項の調査所管委員会は文教厚生常任委員会であるが、環境対策に特化し、より多角的な視点での調査が必要となるため地方自治法第109条及び嘉手納町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置するものとする。